

令和 7 年第 1 回美幌町議会臨時会会議録

令和 7 年 2 月 3 日 開会

令和 7 年 2 月 3 日 閉会

令和 7 年 2 月 3 日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期の決定
 (諸般の報告)
 日程第 3 議案第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について
 日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度美幌町一般会計補正予算(第 7 号)について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		10 番 吉 住 博 幸
11 番 大 江 道 男		12 番 松 浦 和 浩
13 番 大 原 昇	議 長	14 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩
監 査 委 員 西 村 与志博	教 育 教 育 長

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明	総 務 部 長 那 須 清 二
町民生活部長 関 弘 法	福 祉 部 長 斉 藤 浩 司
建 設 部 長 遠 國 求	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司
事務連絡室長 横 山 聖 二	会 計 管 理 者 田 中 三智雄
総 務 課 長 鶴 田 雅 規	危 機 対 策 課 長 多 田 敏 明
政策推進課長 竹 下 護	財 務 課 長 吉 田 善 一
兼デジタル推進主幹	
町民活動課長 佐久間 大 樹	戸 籍 保 険 課 長 佐々木 斉
税 務 課 長 松 尾 まゆみ	社 会 福 祉 課 長 水 上 修 一
児童支援主幹 大 内 直 樹	保 健 福 祉 課 長 立 花 良 行
農林政策課長 以 頭 隆 志	森 林 農 地 整 備 主 幹 橋 本 勝
農業振興主幹 午 来 博	商 工 観 光 課 長 沖 崎 寿 和
商工観光課長 沖 崎 寿 和	建 設 課 長 森 口 尚 博
環境管理課長 影 山 俊 幸	環 境 衛 生 主 幹 宮 田 英 和
上下水道課長 石 山 隆 信	病 院 総 務 課 長 伊 藤 寿
地域医療連携課長 高 山 吉 春	事 務 連 絡 室 次 長 藤 田 静 思
教 育 部 長 遠 藤 明	学 校 教 育 課 長 中 尾 亘

学校給食課長 片平英樹
スポーツ振興課長 弓山 俊
監査委員事務局次長 小室 秀 隆

社会教育課長 浅野 謙 司
監査委員事務局長 小室 保 男

○議会事務局出席者

事務局 長 小室 保 男
議事係 長 高田 秀 昭
庶務係 金 子 未 准

次 長 小室 秀 隆
庶務係 長 村 田 剛

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤 義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和７年第１回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤 義典） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番藤原公一さん、９番伊藤伸司さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（戸澤 義典） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

去る１月２９日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

６番上杉晃央さん。

○６番（上杉晃央） 〔登壇〕 令和７年第１回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る１月２９日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、損害賠償の額の決定及び和解１件、補正予算１件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤 義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を本日１日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日１日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

また、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から、本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 本日、ここに令和７年第１回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしま

すとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

損害賠償額の決定及び和解について。

議案第1号損害賠償の額の決定及び和解については、令和5年1月6日、町道第2号において発生したロータリー除雪車による事故について、損害賠償の相手方と和解するため、議会の議決を求めようとするものであります。

補正予算について。

議案第2号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第7号）については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業ほか2事業の総額2億544万8,000円の増額をはじめ、債務負担行為の変更を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第3 議案第1号

○議長（戸澤義典） 日程第3 議案第1号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の4ページをお開き願います。

議案第1号損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

町は、町道第2号道路で発生した車両事故の損害賠償の額を下記のとおり定め、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

記以下につきましては、1、損害賠償の額、160万6,799円。

2、損害賠償の相手方。

（1）人的損害賠償。菊池咲希、外2名、（2）物的損害賠償、菊池康則であります。

3、損害の概要。

令和5年1月6日午後1時30分頃、美幌町字西2条北4丁目1番地3先路上において、公用車であるロータリー除雪車が、町道615号、美幌小学校東門側を除雪作業中、町道2号、栄通交差点にて方向転換を行った際、国道240号側から走行してきた相手方車両に気づかず衝突する事故が発生した。

相手方は、3名とも頸椎捻挫の負傷をするとともに、双方車両に損害が生じ、相手方車両の破損状況については、車両右側運転席後方のサイドガラス、ルーフ及び下部のバンパー等に損害が生じた。

その後、物的損害賠償に関しては和解するも、人的損害賠償に関しては合意に至らず、令和6年6月18日付けで相手方が本町並びに本町建設部環境管理課職員を被告とする北見簡易裁判所令和6年（ハ）第42号損害賠償請求訴訟を提起したもので、北見簡易裁判所において審議が行われていたところ、同裁判所から相手方及び本町を含めた被告に対し和解案が提示されたものである。

4、和解の概要。

（1）人的損害賠償。

被告らは、原告菊池咲希に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、33万500円の支払義務があることを認める。被告らは、原告菊池咲希に対し、連帯して、前号の金員を、令和7年3月31日限り、原告らの指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告らの負担とする。

被告らは、原告菊池俐玖に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、1万5,800円の支払義務があることを認める。被告らは、原告菊池俐玖に対し、連帯して、前号の金員を、令和7年3月31日

限り、本件口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告らの負担とする。

被告らは、原告菊池叶愛に対し、本件交通事故に基づく損害賠償債務として、1万5,800円の支払義務があることを認める。被告らは、原告菊池叶愛に対し、連帯して、前号の金員を、令和7年3月31日限り、本件口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告らの負担とする。

原告らは、その余の請求を放棄する。

原告ら及び被告らは、原告らと被告らとの間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

訴訟費用は各自の負担とする。

(2) 物的損害賠償。

町は、相手方に対し、本件事故に係る物的損害賠償として、町の賠償額50万8,446円と相手方の賠償額5,047円を相殺し、町が相手方に対し、50万3,399円を支払う。

今後、本件事故に関しては、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを誓約する。

本日、議決をいただきますと、この内容をもって2月7日に開催されます口頭弁論において和解し、一連の訴訟は、終結の予定となっております。

なお、損害賠償額と自賠責保険などの人身損害保険における既払額、その差額である和解案については、参考資料の2ページに記載しておりますので、後ほど参照をお願いいたします。

また、今回の損害賠償額につきましては、町が加入しております自動車共済全国自治協会が全額負担することになり、改めての予算措置はございません。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 今、説明ありました3番の損害の概要の中で、人的損害賠償に関しては合意に至らずとありました。当初の段階で、当然、町が入っている保険の関係で調整したと思いますけれども、合意に至らなかった部分で、最終的にどのような部分が——いわゆる被告側と合意に至るためにどのような経費について負担しようとしたのか、その辺、1点伺いたい。

また(2) 物的損害賠償ということで、相手側の賠償額5,047円といえは僅かなことなのですけれども、どこの部分なのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸） ただいまの御質問でございますけれども、今回、訴訟に至った争点でございますが、原告と被告の主張に大きな乖離がございましたのは、損害額におけます原告咲希の休業損害及び通院慰謝料が大きいものとなってございます。こちら、本人は家事労働者であって、事故後、勤務先で勤務しておりまして、原告側の人身傷害保険金の休業損害額及び通院慰謝料が相手方の主張する額を下回る状況だったことから、訴訟に至ったものとなっております。

2点目の物的損害賠償額、相手方の賠償額5,047円の部分でございますが、過失割合は、町側が80%、相手方が20%でございますけれども、町のロータリー除雪車が2万5,234円の損害を被っていることから、この部分に相手方の過失割合20%を掛けまして、5,047円の損害賠償額となっております。

修繕の内容につきましては、ロータリー除雪車の回転装置、雪切板が曲がった部分についての修繕となっております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） この場所、以前も

同じような事故があったと思ったのです。今回もまた同じような場所で同じような事故が起きている。

まず、1点目、どのような方向転換を試みたのか、その状況を教えていただきたいと思います。

以前にも同じような事故があったにもかかわらず、またこのような事故が起きたということは、管理者がどのような教育というかそのやり方、こういうところは気をつけなさいよとか、いろいろあると思うのです。そのようなことをやっていたのかどうか。

一般町民の方、除雪作業をしているところに、まして、バックをしているところにわざと——わざとという言う方は悪いのですけれども、急にスピードを上げてバックしている途中に入ってくる時があるのです。早く行こうとしている気持ちなのか分かりませんが、そのようなことも勘案しての教育をしているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸） ただいまの御質問、今回事故がございました除雪車両の運転状況でございます。

こちらの公用車は、ロータリー除雪車1.5メートル級でございまして、町道2号、旭通、西2条北4丁目1番地の3におきまして、町道615号、美幌小学校の東門側でございしますが、こちらの車道の幅出し除雪の作業中、町道2号、栄通交差点にて方向転換を行った際に、国道240号線側から走行してまいりました相手方車両に気づかず、衝突するという事故でございます。

2点目、管理者の教育としましては、相手方の被害状況等がございましたけれども、車両センターの職員には、運転及び作業時の安全確認の徹底など職員同士の声の掛け合いによる安全の共有化等について、日頃、指示をしているところでございます。

○議長（戸澤義典） 具体的な車の動きについては。

環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸） 失礼いたしました。

動きとしましては、美小の東側の門から北側、駅のほうに向かって除雪をしまして、転回するために一度、栄通に入り、そして駅側、北側にバックで下がる。そして、また美幌小学校東門側に入っていくという動きをしております。

○議長（戸澤義典） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇） 今お聞きすると、以前の事故と全く同じです。以前も、東側の道路を除雪して行って、栄通にぶつかるに左に曲がって、そこから方向転換してまた入っていくという記憶をしているのです。以前の事故も今回も全く同じ。生かされていない。

先ほど言いましたように、一般町民の方、バックすると何しようとか関係なく突っ込んでくるのです。特に女性の方。自分が優先、一番だと思っているのです。

私の経験上、私もショベルで雪はねしていますが、まして、公営住宅の近くです。男性の方は止まりますが、女性の方というのは、必ず突っ込んできます。バックしようとか何しようとか。本当にぎりぎりぶつかりそうになったことが何回もあります。重機の方がちょっとでも目を離すと、相当なスピードで来る。元の工藤医院ですか、この辺の交差点から見ると、あっという間に来てしまうのです。ほんの少し目を離すだけで。ということは、やはり相当慎重にバック、あるいは一時停止をして確認の確認をしなければ——確認だけでは済まないと思います。確認の確認をしながら方向転換する。

これは、この場所だけではないと思っています。やはり、除雪する際に方向転換する場所、そのようなことをもっと除雪作業車両運転手の方たちに気をつけていただけ

るよう、注意喚起する。厳しくしていただかないと、このようなことがまた起きるように思いますので、ぜひともその教育を—お願いするしかないのですけれども、やっていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 建設部長。

○建設部長（遠國 求） 指導につきましては、これまでも行っておりますけれども、より一層強化をいたしたいと思います。

また、町民の方々につきましても、除雪時には近寄らないでほしいですとか、そのような広報も併せてしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第2号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書7ページになります。

議案第2号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

令和6年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、電子計算機借上料等に係る債務負担行為の変更のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者等の負担を軽減するため、国から配分される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町として必要な対策支援策を講じるための経費などを予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億544万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億9,065万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正により御説明いたしますので、議案書の10ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正になります。

1段目の標準化システム整備委託料及び3段目の電子計算機借上料、端末類につきましては、いずれも事業費が確定したことから、限度額を補正後の額へ変更いたします。

2段目の電子計算機借上料、サーバー類につきましては、当初、プリンターを併せて導入する予定でしたが、4段目の電子計算機借上料、文書管理のシステム導入に伴う機器構成の見直しにより、こちらのシステムと併せて複合機を導入することとしたことから、それぞれ限度額を補正後の額へ変更いたします。

次に、歳出について御説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

3、歳出になります。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、8、低所得世帯・生活者支援給付事業2億516万6,000円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者等に対し、必要な支

援をきめ細やかに実施できるよう、国の地方創生臨時交付金を受けて実施するもので、大きく三つの事業による給付を行います。

一つ目として、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対し、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠分を活用して、経済的な支援を行うための予算計上になります。

対象は、令和6年度の住民税非課税世帯で、1世帯当たり一律3万円を、また、その世帯のうち18歳以下の子供1人当たり2万円を加算した額を給付いたします。

消耗品費や印刷製本費、手数料など必要な事務費を計上するほか、給付対象を非課税世帯2,700世帯及び子供加算を180人と見込み、臨時特別給付金として8,460万円を予算措置いたします。

今回、議決をいただきましたら直ちに準備を進め、対象世帯へ案内文を送付し、口座変更等の確認後、2月末にはプッシュ型による初回の支給を予定しております。

二つ目として、交付金のうち推奨事業メニュー分を活用した支援を行います。

一つ目の事業の低所得世帯支援枠の対象とならない多くの町民も物価高騰の影響を受けていることから、給付金による支援を行うための予算計上になります。

対象世帯は、令和6年12月13日現在で美幌町に住所を有する世帯とし、住民税均等割のみ課税世帯には2万円を、その他の世帯のうち児童手当の旧所得制限額内に該当する世帯には1万円を給付いたします。

必要な事務費を計上するほか、給付対象を均等割のみ課税世帯5500世帯、住民税課税世帯を6,100世帯と見込み、臨時支援給付金として7,100万円を予算措置いたします。

三つ目として、同じく推奨事業メニュー分を活用した支援を行います。

一つ目の事業の低所得世帯支援枠の対象

とならない子育て世帯に対し、家計負担を軽減するための支援を行うための予算計上になります。

対象世帯は、令和6年12月13日現在で美幌町に住所を有する世帯とし、こちらは所得制限を設けることなく、18歳以下の子供1人当たり2万円を給付いたします。

必要な事務費を計上するほか給付対象者を1,900人と見込み、臨時特別給付金として3,800万円を予算措置いたします。

推奨事業メニュー分による給付につきましては、今回、議決をいただきましたら直ちに準備を進め、対象世帯へ案内文を送付し、口座変更等の確認後、3月末にはプッシュ型による初回の支給を予定しております。

家計の負担増の影響を少しでも軽減できるよう、可能な限り早期の支給に向けまして事務手続を進めてまいりたいと存じます。

また、申請漏れがないように、町のホームページや広報紙をはじめ、地元新聞等に記事掲載を依頼するなど、広く周知に努めてまいります。

次に、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、その他手当28万2,000円につきましては、今回の給付金支給事務に係る職員の時間外勤務手当の追加となります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の14、15ページにお戻りください。

2、歳入になります。

15款国庫支出金、2項、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金1億6,798万7,000円は、低所得世帯支援枠として、歳出で御説明いたしました事業費の全額8,799万3,000円と、推奨事業メニュー分として配分されました7,999万4,000円となります。

19款繰入金、1項、1目財政調整基金

繰入金、1 節財政調整基金繰入金 3,746 万 1,000 円は、今回の補正予算の財源として、なお、参考資料 3 ページ、資料 2 に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第 2 号令和 6 年度美幌町一般会計補正予算（第 7 号）につきまして御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12 番松浦和浩さん。

○12 番（松浦和浩） 簡単な質問なのですが、10 ページの債務負担行為の説明の中で、サーバー等の借上げ、そして文書管理等の借上げ部分という説明を受けた中で、複合機、もしかしてプリンターというところで、項目の変更なりがあったと聞きました。

もともとこのプリンターを入れるとしたときの台数の考えだとか、機器の考え、そして今回、新たにに取り組むことになった複合機について。金額が余りにも大きいものですから、それだけ高価な複合機であれば何台なのか。または、どうしてもその高価な複合機は、一般常識から見たら買い取ってもいいのではないかというぐらいのものなのですが、それも含めてここまで高いものなのかどうか、まずお聞きしたいです。

○議長（戸澤義典） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護） 御答弁申し上げます。

まず、プリンターの台数でございます。

現在、各課、各グループなどに配置しておりますプリンターを電算更新と併せて PC など入替えているのですが、それと併せてプリンターの更新も考えていたところでございます。モノクロの A3 タイプのプリンターですと 60 台で、金額でいうと 810 万円相当ですとか、それに用紙を入れるフィーダーというカセット

みたいなものがあるのですけれども、そのようなものも同じ台数で 300 万円などなど、そのプリンター周りにかかる経費などで 1,300 万円相当、1,400 万円ぐらいということになってございました。

それで、新たに配置しようとしております複合機なのですけれども、今後、電子決裁を導入するに当たりまして、電子媒体、メールなどで来るものはそのまま添付書類としてつけることはできますが、紙媒体での書類、そちらは一度デジタルに変換する、デジタルというよりデータに変換する必要が起きてきます。したがって、紙で送られてくる文章をデータ化するために、一定の速度を持った複合機を導入したいと考えております。

また、その複合機については、各部に設置したいということも考えてございますので、それなりの経費がかかってくるという認識でございます。

複合機の台数は 8 台で、庁舎に導入をいたします。以上です。

○議長（戸澤義典） 金額の説明は。

○デジタル推進主幹（竹下 護） 失礼いたしました。

見積り段階ではございますけれども、複合機の金額につきましては、少々お待ちください。

8 台合計ですけれども、複合機周りのものも全部入れまして 1,530 万円程度でございます。

○議長（戸澤義典） 12 番松浦和浩さん。

○12 番（松浦和浩） 説明がちょっと分からなかったのですけれども、60 台のプリンターを 8 台に絞るということにしか聞こえないのです。そうすると、今、美幌町の行政職の仕事を見ている中で、本当に窮屈に仕事に追われている方とか、配置の関係で、動線の関係だとかを考えたときに、近くにあって動くべきが労働に対する効果としていいのかなと。これをまとめるという

ことになれば、動き回るだとか、動線だとかが変わる。そうなると、極端に言えば、物を入れるのであれば、職員間の動線の配置替えだとか、テーブル、椅子の入替えだとか、要するに、並びを——今、全て同じ並びではないですか。そのままやるとなれば、結果的には、入れることによって職場への効果は何もないのかなと。

ただプリントアウトするときに、紙媒体をある程度変換しないといけないと言っていますけれど、その作業は自分の机の上でできない、プリンターでやると思うのですが、その辺の仕事の流れに、これを入れることによって何が変わるのかなと。それがすごく気になるので、その辺の考え方をぜひ、総務部長からお伺いしたいなと思います。

○議長（戸澤義典） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護） 私から何点か答弁いたしたいと思います。

まず、プリンターの廃止というのは、基本的に電子決裁への移行した場合にはデジタルデータでやりとりをする、すなわち、データできたメールなどの文書を印刷することなくデータでやりとりをする。

例えば、各種会議も今回の電算更新に併せまして、ノートパソコンに全て、そしてWi-Fiでどこでも電波がつながるようなもので用意をしております。したがって、基本的に紙を使わずデータで会議などをやる、紙を印刷しないということが前提となりますので、各課にプリンターがないということは、さほど問題がないと考えております。

反対に、複合機、スキャナーは、どうしても紙で到達する文書は一定程度ありますので、各部に配置する必要があると考えております。

もう1点、電算更新前までは、いわゆるデスクトップ型というPCを使っていて、それはモニターがあり、本体がつながっている状態でございましたけれども、この電

算更新によって、ノートパソコンですので、座席の配置ですとか、そのようなことはある程度フレキシブルに行えるとも考えております。電子決裁をするからということではないですけれども、今後、電算更新のノートパソコンなどの在り方によって、それぞれの部署で業務がしやすい、効率のよい配置を検討いただければと期待しているところでもございます。以上です。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいま課長から説明した内容で、大まかなことはお分かりいただけたのではないかと思いますけれども、基本的に、今後ペーパーレスにしていきたいと考えております。

例えばですけれども、毎回、伝票を切ったときに、1枚1枚紙を取りに行って処理をしていたこと、そのような動線もなくなるということになります。そのようなこと、ペーパーレスによって、経費の削減にもつながっていくと思いますし、また、ただいま課長から御説明いたしましたとおり、いろいろな会議のときでも、このようなものを持って、その場で瞬時にデータも配信できるということで、事務の効率化にもつながっていくと考えております。

今後、このような文書管理システムによるペーパーレスについては、引き続き、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） なかなかいい話を聞きまして、座席の配置も楽になるよと。今、美幌町はグループ化でやっているとなれば、僕が知っている限りでは、ある程度の大手企業は座席の配置が自由なので、ペーパーレスのおかげで書籍がないと、フリーで仕事している職場が何軒もあるのです。

ということは、総務部であればどの席に座ってもいいと。紙媒体のものが無いの

で、資料関係もない、どこの席でもできるとやっているのが、今のやり方なのです。今受けた説明では。

ですから、これが本当にそうであれば、今の座席の関係も自由になれば、動線も変わるのかと。働きやすい職場の雰囲気になるのに、せっかくそこまでやっているのに、機械だけの問題ではなくて、現場の机の配置だとか並びだとかも一緒に変えるのがこのやり方の一貫だと思います。

そこについては、今後どのように考えるのかを含めて。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいま、松浦議員から御質問のとおり、フリースペースということで、民間企業などは結構取り入れられているのかなと思います。

例えば、私ども役場の中でフリースペースとなったときに、そのときそのときで担当や何かが変わると、町民の皆さまに対してのサービスという部分で、昨日までここにいたのに担当の人が違うところにいたとか、そのようなこともあろうかと思います。

また、現状でいきますと、ファイリング——書類はファイリングシステムということで、保存しております。いずれ、このファイリングも全てデータ化するものと考えておりますけれども、そのようなことも含めて、将来的に、今、松浦議員から御提案のあったようなことも可能かどうか、今後とも見極めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美） 17 ページ、3 款、1 項、1 目社会福祉総務費の中、先ほど御説明いただきました住民税非課税世帯等に関する臨時特例給付金 8,460 万円と物価高騰臨時支援給付金 7,100 万円及び子育て世帯生活支援臨時特別給付金 3,800 万

円について質問させていただきます。

予算計上されたものについては、理解いたしました。そこで、2 点ほどお伺いしたいと思います。

1 点目は、議会の開催の申入れがあったときも私は申し上げましたけれども、今回の物価高騰対策について、私は昨年 12 月に一般質問しました。

最近の情報ですけれども、美幌消費者協会の調査では、12 月以降、さらに今年になって、1 月に入っても野菜類の高騰、特にキャベツが前年比の 4.7 倍、あるいは灯油も過去最高の 131 円 50 銭、さらには、米、ガソリンも値上がりしている。その中で特に、今回提案ありました年金生活者・非課税世帯については、大変な状況であります。このことについては理解しますが、私も年内にこのような対策ができないのかと町長に一般質問をいたしました。

年内に補正予算を議決している状況については、御存じのとおり、斜里町が 12 月 20 日、そして、1 月 25 日から受付を開始しております。また、北海道においては 1 月 16 日、北見市と網走市については 1 月 17 日に、それぞれ物価高騰対策の予算を議決しているところであります。

また、美幌町にあっては、令和 5 年度において、12 月定例会の会期中に追加議案を提案して、議決しているところであります。

今年度の対応として、1 月 16 日開催の全員協議会で、物価高騰の対策案も事業内容も示されている状況にあります。このことについては理解するところでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、町民生活にとっては大変な状況であり、1 日も早く物価高騰対策を実施すべきと私は考えます。

そこで、1 月 16 日の全員協議会で、物価高騰対策の事業を継承している説明があったにもかかわらず、半年以上も置くのは

どのようなことになるのか。ごめんなさい、訂正いたします。半月以上も置くのはどのようなことなのか。

行政にあっては、いろいろな業務があつて忙しいと思いますけれども、住民のことをもっと考えていただいて、臨時会を早く開催すべきではなかったのか、その状況について説明をお願いしたいと思います。

2点目であります。

この三つの補正、物価高騰対策の中で、昨年、大江議員も私も一般質問した福祉灯油についてであります。国の重点支援地方創生臨時交付金の対象にもなると伺っておりますが、なぜ、今回、補正予算の中に含まなかったのか。

状況については、令和5年度は、物価高騰対策として非課税世帯に対する給付は1世帯当たり7万円ということで、これに網羅されるのかなと思ったところでありますが、今年度は3万円であります。

訓子府町におきましては、昨年12月に福祉灯油を実施しております。美幌町においては、先ほど言いましたとおり、今までの基準でいけば、1リットル当たり100円以上に値上がりしている場合に実施する方向で対応していますが、今回、1世帯3万円の住民税非課税世帯に対する特別給付金で賄われているのか、私はこのことに納得がいきません。

やはり、別枠として福祉灯油を実施すべきではなかったのかと思いますけれども、物価高騰対策で出ているから福祉灯油はしないのだということに僕はならないと思いますが、その辺の判断とか基準とかを含めて御説明をお願いしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） まず、1点目の部分について、私から答弁をさせていただきたいと思います。

馬場議員のおっしゃるとおり、1月16日に全員協議会を開催させていただきました。

て、今回の物価高騰対策の部分についての事業概要を説明させていただきました。議員から、その後速やかに臨時会を開催してということでございましたけれども、その部分の準備、日程調整等を含めまして、大変申し訳ないですが、本日の臨時会開催になったところにつきましては、おわびを申し上げます。

なるべくこのエネルギー・食料品等の価格高騰に対しては、おっしゃるとおり、全ての町民、事業者に影響を与えているという部分の中で、臨時会の開催が遅れましたけれども、速やかにその分の支給をさせていただいて、町民生活に支障のないよう取り組んでいきたいと思っておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 2点目の福祉灯油の関係でございます。

今回、交付金の配分額にも限りがあるということ、それから、今回は物価高騰の影響を受けたのが低所得世帯に限らず全世帯に向けているということから、やはり全世帯に対してもそのような支援をする必要があるだろうということで、今回、推奨事業メニュー分として提案させていただいているところでございます。

その中で、低所得者世帯、その他の世帯についても、金額に少し差をつけながら配分させていただいたということでございます。

先ほど御質問がございました福祉灯油の分についても、満足のいく額といかないかもしれませんが、この中で措置をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美） 1点目、臨時会の開催については、副町長の御答弁で理解いたしました。

しかし、先ほど予算説明に当たっては、

総務部長からありましたとおり、議決後ということになっていますので、やはり議決されない町民へそのような給付が遅れることについては、今後、十分な対応をしていただきたいと思います。

2点目について、今、総務部長から御答弁がありましたけれども、そうすると、今までの基準1リットル当たり100円というものがありますよね。そのようなことは、物価高騰として交付金対象となったものがあれば、今後はやらないのか。100円以上になった場合は、基準の関係と物価高騰対策支援給付金との関係で、福祉灯油の在り方についてどう検討されるのか、どのぐらいに整理するのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 馬場議員からの御質問、福祉灯油の考え方でございますけれども、昨年、今年度につきましては、国の物価高騰対策の交付金という財源がありましたので、限られた財源という中で対応させていただきます。

今後の考え方ということでございますけれども、今後につきまして、同じように物価高騰対策は——物価がどうなるかは今の段階で分かりませんが、同じように国からの交付金等があった場合は、範囲の中で考えていきたいと思っています。

単独での考え方につきましては、過去、1リットル100円という部分があったんですが、物価高騰、あとは賃金の高騰、そちらの分で、金額だけではなくて生活に支障があるような部分が出てきたときは、単価自体が上がってきますので、一律100円という基準でなくても、来年は110円になるのか120円になるのかは別にしまして、賃金の上昇率等も踏まえ、どのようなときに生活支援をすべきかという形は、その都度、判断をさせていただき対応させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号令和6年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和7年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時52分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員